

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|---|
| | <p>限を都道府県知事から児童相談所長に権限委任し、聴聞を本庁で実施することは想定されないのであるか [大阪府]</p> | |
| (39) | <p>接近禁止命令について 接近禁止命令の発令には、手続等に一定の期間が必要であるが、事案によっては速やかな対応が必要となる。例えば、一時保護中の児童の場合で、①面会・通信の全部制限を行い、②児童の保護のために特に必要と認められ、③強制施設入所（児童福祉法第28条適用）の「申立中」の場合、仮処分としての発令は可能か。 [横浜市]</p> | <p>特別家事審判規則（昭和22年最高裁規第16号）第18条の2の審判前の保全処分の規定が改正され、家庭裁判所が、申立てにより、ご指摘の①、②、③の要件があれば、保護者に対し接近禁止（つきまとい、はいかい）の仮処分を命ずることができることとされる予定と聞いている。</p> |
| (40) | <p>児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの公表の方法及び運用について 児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインは、どのような形で都道府県等に周知されるか。また、ガイドラインの運用についてどのような取扱いにする予定か。 [東京都]</p> | <p>保護者援助ガイドラインに関しては、雇用均等・児童家庭局総務課長通知として通知（地方自治法に基づく技術的助言）する予定である。</p> |
| (41) | <p>家庭復帰後の指導について 児童虐待事例の家庭復帰後6ヶ月間のリスクの高さについては理解するところであるが、先駆的に市区町村と連携を図り、家庭復帰までの間に市区町村を中心とした地域の見守り体制を構築している事例や虐待者以外のもとに家庭復帰させる事例もある。このような場合においては、児童相談所は一律に児童福祉司指導又は継続指導を探るのではなく、市区町村に引き継ぐことも可能と解するがいかがか。 [東京都]</p> | <p>ご質問の部分は、過去の死亡事例等において、家庭復帰後の児童相談所と市町村との連携に不備があった事例等が報告されており、家庭復帰後の子どもと家庭の支援に関する児童相談所と市区町村の間で切れ目のない支援が行われることが重要であることから、家庭復帰後の対応を明確にしたものである。 したがって、東京都において、市区町村との連携により切れ目のない支援体制を確立されているのであれば、差し支えないものと考えている。</p> |
| (42) | <p>保護者に対する援助ガイドラインについて 一時保護や施設入所後、保護者への援助をスムーズに行うためには、</p> | <p>今次法改正では、児童虐待の防止については、第一義的には児童相談所等</p> |

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 強制執行は、(児相からの依頼・立ち会いにより)警察等の機関 その後の援助は児相と明確に分けた方がよいのではないか。 <p>[佐賀県]</p> | による対応を行うこととされたものである。 |
| (43) | <p>保全処分としての職務代行者選任の申立てについて</p> <p>職務代行者の候補者として当事者以外の親族や弁護士等が例示されているが、期待すべき親族がなく、かつ、弁護士の過疎地域である場合などは、弁護士を候補者として選任することが事実上困難である。このような場合、他にどのような者が候補者として想定されるか。</p> <p>[岩手県]</p> | 職務代行者に関しては、左記のほか、児童相談所長、児童福祉施設の長、医師等が想定されるが、職名による職務代行者の選任は行われていないのが通例と認識している。 |
| (44) | <p>親権喪失宣告の申立ての際の保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て</p> <p>職務代行者の候補者を「記載すること」とあるが、医療ネグレクトの場合等緊急かつ責任が重大であることにより、職務代行者を捜した結果児童相談所長が職務代行者の候補者となる場合に、今回の児童福祉法改正による未成年後見人選任の際の児童相談所長の職名による親権代行と同様、職名による職務代行は可能か。</p> <p>[大阪府]</p> | 職名による職務代行者の選任は行われていないのが通例と認識している。 |

2 児童福祉法関係

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|---|
| (45) | <p>第28条申し立て更新手続の簡略化について</p> <p>第28条の審判後、保護者が児童相談所と全く接触を絶ってしまう場合がある。児童相談所はその後も保護者と接触を試みるが、保護者の動きがない場合には、手続きの負担を軽減するために更新の手続きを省略できないか。</p> | 子どもの福祉を考えるならば、ご質問のような事例は、保護者に対して児童福祉司指導を探り、児童福祉司指導に従わない場合には知事勧告を行う。そして、当該勧告が効果がない場合には、親権喪失宣告を申立て、里親等の |

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-----------------------|
| | [東京都] | 永続的な措置に変更することが必要と考える。 |

3 少年法関係

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|--|
| (46) | 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致について 第4章第7節1(3)③に示される「被害者保護という観点」とは、具体的に何を考慮すべきなのか示されたい。 [北海道] | 被害者保護という観点は、少年法において、家庭裁判所の少年審判における被害者への配慮に関する手続として、①被害者等による記録の閲覧及び謄写（少年法第5条の2）、②被害者等の申出による意見の聴取（同法第9条の2）、③被害者等に対する審判結果等の通知（同法第31条の2）の制度を活用することが可能であるとされており、これらのことと指している。 |
| (47) | 特別な配慮が必要な事項について 第5章第3節3(8)において、「個別対応プログラムを作り対応する」とあるが、国において個別対応プログラムの参考例等、何らかの指針を示す予定はないか。 [北海道] | 個別対応プログラムは、既存の生活プログラムを基に、一時保護する児童相談所（一時保護所を含む。）の規模、構造、職員配置、立地等を踏まえ、居室の確保、必要な面接・診断場面の設定・食事・余暇等の生活日課、各分野の職員の役割、個別対応する担当者等を組み入れたプログラムを各児童相談所において策定していただきたい。 |

4 その他

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|--|
| (48) | 提言7転居ケースについて 転居ケースの取扱いは全国児童相談所長会の申し合わせのとおりとしているが、全国の児童相談所間での確認及び統一性の観点から、児童相談所運営指針に具体的改善策の内容（「移管」と「情報提供」の定義等）を記載することを検討していただきたい。 [東京都] | ご要望に関しては、転居ケースの管轄の取扱いについて、全国の児童相談所長の総意として取り決めをなされたものであり、各自治体及び児童相談所においてその趣旨を踏まえてマニュアルを改正されることで、ご指摘の点に関しては達成されるもと考える。 したがって、国からご要望の技術的 |

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|------|--|-------------------------|
| | | 助言のための通知を発出することは考えていない。 |
| (49) | <p>児童虐待に対して、児相と警察が横並びで対応する新たな制度づくりとそれに伴う法整備について</p> <p>児童虐待防止法や児童福祉法の改正が積み重ねられているが、児相への権限一極集中の一方向のみが際だっている。しかし、その方向でのみではもはや限界であり、児童福祉という枠組に加え、「犯罪行為として児童虐待を防止する」という警察による法的強制力の枠を築くべきだと考える。児童福祉と犯罪予防、つまり児相と警察が横並びで対応するシステムや法整備が必要であり、これにより児童虐待による死亡事例は格段に減り、総じて児童虐待対応が強力に推進されることになると思われるが、今後こうしたシステムづくりの検討がなされるのか伺いたい。</p> <p>[岐阜県]</p> | 回答（42）と同じ |